

3月から「出産・子育て応援事業」スタート

市では、国の施策に基づき、妊娠期から出産、子育てまで一貫して子育て家庭に寄り添い、さまざまなニーズへ対応できるよう「出産・子育て応援事業」を3月1日から実施します。

● 「伴走型相談支援」と「経済的支援」、2つの支援で子育て家庭をサポート！

伴走型相談支援

妊娠期から出産、子育てまで、保健師や助産師が相談に応じます。

3回の面談を実施

- 面談① 妊娠届時 … 全ての妊婦
- 面談② 妊娠8カ月頃 … 希望する妊婦のみ
- 面談③ 出生届後 … 全ての産婦（養育者）



経済的支援

妊娠届を提出した後と、出生届を提出した後に経済的な支援を行います。

2回の給付金を支給

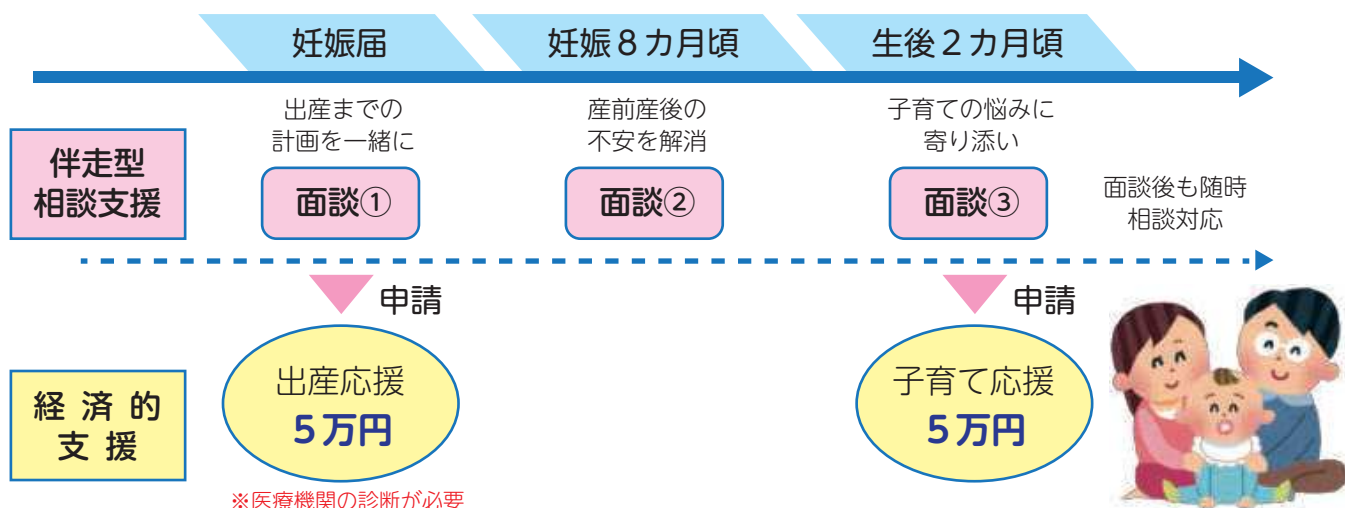
- 出産応援（面談①時） … 妊婦1人あたり5万円
- 子育て応援（面談③時） … 出生児1人あたり5万円

給付金の対象者

- 申請時に本市に住所を有し、それぞれの面談を受けた人
- 他の自治体で、出産・子育て応援事業（現金やクーポンなど）の給付を受けていない人

※この事業の対象者は令和4年4月1日以降に出生した子を養育する人です。対象の人で、この事業開始（令和5年3月1日）前に出生した子を養育している人へは個別に通知を行います。詳しくは、子ども支援課にお問い合わせください。

● 支援の流れ



問 子ども支援課 ☎0957-36-2500